

熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会成年後見制度利用促進協議会運営要綱

制定 令和3年11月26日健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市社会福祉審議会運営要綱（平成8年4月1日制定）第3条第1項により設置された熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し意見を述べるものとする。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 熊本市成年後見支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (4) 対応困難ケースへの助言等地域課題の検討・調整・解決に関すること。

(員数)

第3条 協議会の員数は、10人以内とする。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 審査案件について直接利害関係を有する委員は、会議のうち当該審査案件に係る部分に出席することができない。
- 3 会議は、熊本市市民参画と協働の推進条例（平成23年条例第12号）第11条第3項ただし書の規定により非公開とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席など)

第5条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高齢福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。